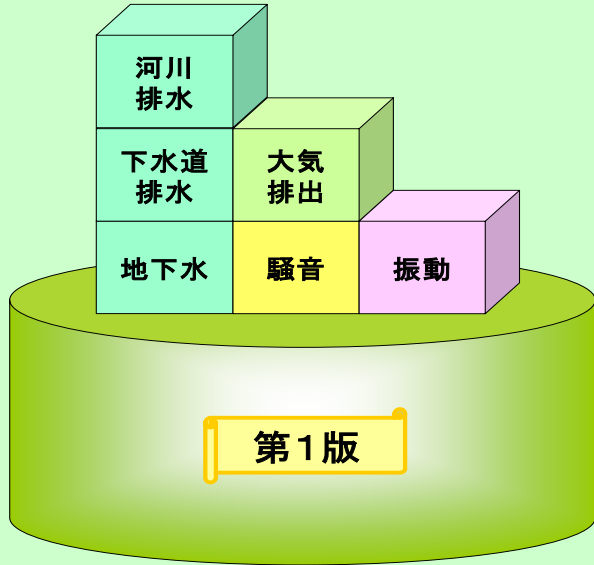


# 三菱樹脂環境保全基準

## 三菱樹脂環境保全基準



第1版

2001年12月1日  
三菱樹脂株式会社  
環境安全部

### 三菱樹脂環境保全基準

このため、法律や条例よりもきびしい自主基準（三菱的な測定により汚染防止の監視を行う。

国内の三菱樹脂工場とする。

とアンチモン、鉛、カドミウム、六価クロムは、滋賀県（有効数字1桁）とし、その他の項目は、排水基準とする。

排水の下水道排水は、BOD、SS、N-ヘキサン抽出物は、平塚市基準の8割とし、市基準に定めのない項目は河川排水と同じとする。

とする。

物質はK値1（国の基準は17、5）、ダイオキシンは2倍の半分とし、その他項目は、国の基準の8割とする。

められた基準値よりも0~5dB小さい基準とし、個別

の周辺に適用される、最もきびしい基準（昼間55

排水のPHは、6.4~8.4とする。

窒素及び亜硝酸性窒素は、環境基準の半分とする

排水のPHは、5.8~8.6とする。

工場のn-ヘキサン（鉱物）は、1mg/Lとする。

ゼルエンジンの窒素酸化物、硫酸酸化物は国の基準の9割、

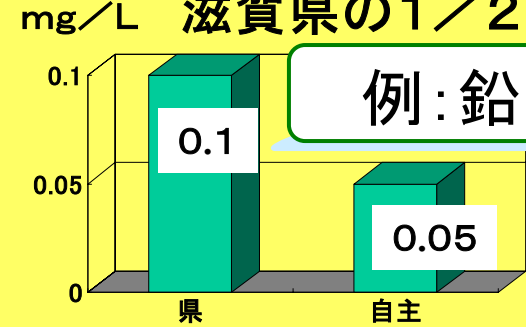
工場のボイラー（ガス使用）は、NOxは10ppm（国の基準105ppm）、

ポイント

7. 滋賀県条例の混合施設（1割とする。

8. 郡山工場の洗浄施設よりのトリクロロエチレンは60mg/Nm3（国の基準300ng/m3：規模が小さいため当該施設は該当しない、以上

一般項目、鉛などは  
滋賀県の1/2



その他は1/10



- ・設計思想統一
- ・工場基準統一